

東京くらしねっと

今月の話題

高齢者を消費者被害から守るために ~被害回復に向けて~

安全シグナル

シニア世代のみなさん 家の中での転倒に注意!

相談の窓口から

エステの格安クーポン、期間終了後に自動更新? ~購入の際は利用条件等を確認!~

高齢者被害防止キャンペーン月間特集

くらしを彩る
時季の催しをご紹介します

東京彩祭

とうきょうさいさい

彩祭スポットの役立つ
情報はWEBでチェック!

目黒のさんま祭 (目黒区)



WEB版掲載のクイズに
正解すると、表紙イラストの
スマホ用壁紙をプレゼント!



東京都消費生活総合センター 相談窓口のご案内

受付時間

月曜~土曜
9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

☎03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン ☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する
情報サイト

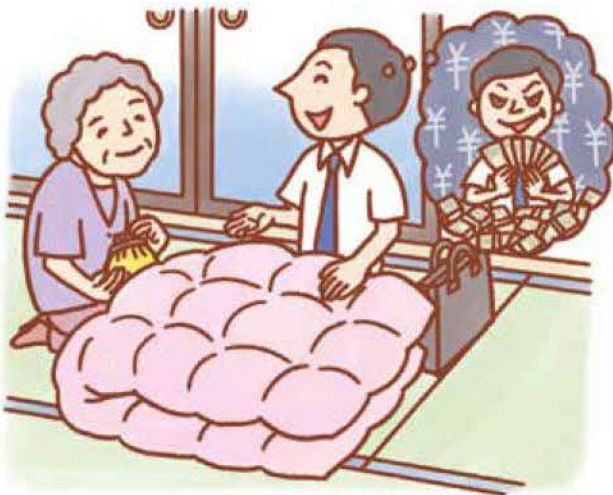
東京くらしWEB

検索

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



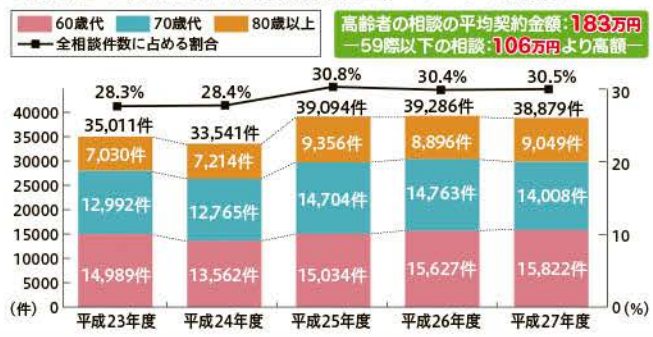
高齢者を 消費者被害から 守るために ~被害回復に向けて~



坂井・渡瀬法律事務所 弁護士

さか い たか のり
坂井 崇徳

● 高齢者の相談件数の推移 (都内消費者生活センターにおける相談件数)



事例1 一人暮らしの母が、一枚千円で布団をクリーニングすると行って訪れた業者に「お宅の布団にダニがいる。打ち直しが必要。」と言われ、羽毛布団の打ち直しで80万円の契約をしたようです。その後も寝具や浄水器を買わされているようで、請求書を集めたら合計300万円のうち、100万円分の未払い金がありました。業者にクリーニング・オフをするからお金を返して欲

高齢者の消費者被害の事例から

日本は現在65歳以上の高齢者人口が過去最高の3,300万人に達し、総人口に占める割合が26%と、どの国も経験したことがない超高齢社会となっています。厚生労働省の調査では、高齢者の5人に1人は軽度も含め、何らかの認知障害があると言われていきます。高齢者の不安(健康、お金、孤独)と判断能力の低下につけ込み、高齢者をターゲットとする悪質業者が増えています。今回は、消費者生活センターに寄せられた高齢者相談の中から特徴的な相談事例をご紹介します。

消費者の高齢化と被害の内容

「ダニがいる」ことが「嘘」(不実の告知)なら、申込み等の意思表示の取消しができます。(ただし契約から5年以内、「嘘」とわかってから半年以内に取消しの必要があります。)

事例のように支払った場合でも、法律を踏まえた手順で交渉すれば、返金されることは多いので、早めに相手方に取消しを伝えて、返金交渉を始めましょう。

なお、本件は契約書ももらっていないので、クリーニング・オフの8日間の期間は始まりず、理由を問わず、申込みの撤回等が可能です。

「8日間の期間が過ぎている」「打ち直しは終わったので、いまさら解約できない。」と言われました。どうすればいいでしょうか。

解説 店舗外の契約(今回のような訪問販売)は、特定商取引法により、契約書面を受領した日から8日間は理由を問わずにクリーニング・オフ※を要求できます。寝具も日常生活で通常必要とする分量を著しく超える量を購入する契約は、過量販売として、契約締結時から1年以内は、申込みの撤回等の対象となります。

※ 理由を問わずにクリーニング・オフを要求できます。打ち直しのような役務も同じです。寝具も日常生活で通常必要とする分量を著しく超える量を購入する契約は、過量販売として、契約締結時から1年以内は、申込みの撤回等の対象となります。

「8日間の期間が過ぎている」「打ち直しは終わったので、いまさら解約できない。」と言われました。どうすればいいでしょうか。

事例2 区の職員と名乗る女性から電話があり、「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中なので、アンケートにご協力ください。」と言われました。そして家族や資産状況及びマイナンバーを聞かれたため、つい教えてしまいました。

その後、「あなたのマイナンバーが漏えいしている。マイナンバーを他人に教えるのは犯罪だが、今なら特別に削除ができる。但し、手数料が必要。」という電話がありました。この業者に削除を依頼すべきでしょうか。

解説 削除を依頼してはいけません。

役所が電話でマイナンバーに関する連絡や個人情報聞き出すことは、ありません。最初の電話は区の職員ではなく、個人情報をだまし取るための詐欺だったと考えられます。

2回目の業者の電話は、本来犯罪ではないことを犯罪になると告げ、脅しながらお金をだまし取るうとすの振り込め詐欺の一種です。

マイナンバーなど新しい制度や、オンラインピックなど大きなイベントに乗じて、詐欺が多発するので、気を付けましょう。電話で個人情報を聞かれても即答せず、いったん電話を切って、周りの人に相談するなど、慎重な対応を取りましょう。

事例3 先日、スマートフォンでインターネットを見ていて、うっかりアダルトサイトのリンクに接続してしまいました。すると「ご入会ありがとうございます。入金金10万円を下記口座に振り込んで下さい。」と表示がありました。前のページに戻ろうとすると、カシャッとシャッター音が鳴り、「違約金10万円をすぐに支払え。電話せよ。」と表示されました。怖くなって、指定口座に10万円を振り込み、電話で振り込んだこと、名前などを伝えました。この後、どうすればよいでしょうか。

解説 インターネットの普及を反映して、相談件数が増えています。スマートフォン画面に「入会しました。」と表示が出て、サイトの訪問者が誰かは、相手方にはわかりません。また、シャッター音に似た音がしたのは、サイト側が写真を撮ったように見せかけているだけです。

相談者は入会するつもりがないため、民法及び電子契約法に基づいて錯誤無効が主張できるので、契約は無効となり、支払いの必要はありません。

事例のように支払い済みでも、支払先口座の凍結、相手業者との交渉などの方法で、返金が可能な場合もあります。

高齢者の消費者被害を解決する法律



民法による解決

● 契約自体の無効や申込み等の意思表示に問題があるという法的判断ができる場合

判断能力が全くないような認知症の方との契約、契約の内容が公序良俗に反するといえるような非常識なものであれば、それだけで無効になり得ます。申込みが「勘違い」（錯誤）だったこと、また詐欺・強迫に遭ったことを証明できれば、無効や取消しが可能です。

● 損害賠償請求や契約の解除が可能な場合

品物が送られてこない、品物に隠れた問題があったなどの場合は、損害賠償請求や契約の解除ができます。既に代金を支払ってしまったものの、あまりに非常識で違法行為と言える場合には、不法行為として損害賠償請求をすることも可能です。

消費者のための特別法による解決

悪質業者は、あえて証拠を残さないで不当な契約をすることも多く、解決が難しいことが多いため、消費者を保護する個別の法律があります。

● 特定商取引法

訪問販売などの際のクーリング・オフ※を認めています。通信販売の広告では、返品ができないことを消費者にわかりやすく書いてない場合、商品の引渡しから8日間は返品ができることも定めています。また、事業者が契約締結の際、商品の品質などについて「嘘」をついたり、事実を言わなかったりする場合に認められる取消権や罰則なども定めています。

● 割賦販売法

消費者がだまされるなどで、分割払いやクレジットカードで買い物をしたとき、だました相手ではないクレジット会社に対して、支払いを拒める制度などを定めています。

● 消費者契約法

契約書に記載されている、消費者負担の違約金が高額過ぎたり、業者の責任は全部免除するなど、あまりに業者の一方的な利益となる不当な条項が書いてある場合、これらを無効にできます。特定商取引法と同様の「嘘」や事実不告知の際の取消権があるほか、商品の品質など、不確実なことを確実なように断言して売りつけられた場合や長時間帰せてもらえず、無理に契約させられた場合などの取消権も定めています。

※クーリング・オフ：訪問販売など特定の取引の場合、一定期間内であれば無条件で申込みを撤回又は契約を解除できる制度。

認知障害のある高齢者の方は消費者被害にあっても、どのようににだまされたか、被害を見つけた養護者に伝えられない場合があります。そのような場合に備え、家庭裁判所に審判の申立てをして、高齢者の方に成年後見人等をつける方法があります。

**事前の対策
(成年後見制度)**

クーリング・オフ制度を利用しましょう!

- ①契約書面を受け取った日を含め8日以内(例外あり)に、書面で通知する。
- ②はがきに書く。両面をコピーし、大切に保管する。
- ③はがきを「特定記録郵便」か「簡易書留」で送る。
- ④支払った代金は、全額返金される。商品の引き取り料金は業者負担。

●はがきの書き方の例

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇〇〇
担当者〇〇〇〇
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇〇年〇月〇日
東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名〇〇〇〇



※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

高齢者を消費者被害から守る法律・制度は、多数あります。重要なのは本人や介護者が自分だけで心配事を抱え込まないことです。まずはお近くの消費生活センターまたは、消費者ホットライン(☎188)へ、ご相談ください。また、東京の三つの弁護士会※は、高齢者・障害者の法律問題について、電話での相談窓口(相談☎03-3581-9110)を設けていますので、遠慮なく、ご連絡ください。

**消費生活センター、
弁護士会に相談**

す。成年後見人は、審判後の高齢者の方の契約申込み等について、理由を問わず取消しができるので、消費者被害にあった高齢者の財産を守ることができま

10月号の今月の話題は「東京都消費者月間」についてです。

今月の話題

東京都消費生活総合センター 図書資料室から

『高齢者を消費者被害から守るために』 に関連する図書・資料を紹介します。

Q&A高齢社会の消費者トラブル 石戸谷 豊ほか 編著 [日本加除出版]
悪質商法、ネット取引、投資被害、保険、住まい、振り込み詐欺など、高齢者が遭遇しやすいトラブルに焦点をあて、具体的ケース67問をQ&A形式でわかりやすく解説。

高齢者見守りハンドブック [東京都消費生活総合センター]
民生委員やヘルパーさんなど日頃から高齢者を見守っている方たち向けに、悪質商法による被害の未然防止や、早期に被害を発見するために必要な情報を盛り込んだガイドブックです。

DVD 気にかけて 声かけてトラブル撃退! 悪質商法捕物帳
[東京都消費生活総合センター]
高齢者を狙った悪質商法は増加を続けています。このDVDは、高齢者被害の多い悪質商法の事例の紹介とその対処法、周りの人の気づきのポイントなどを、時代劇スタイルを交えた“お江戸の人情”の視点から訴えます。

図書資料利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階
☎03-3235-1179

[利用時間] 月~木 9:00~17:00
金 9:00~20:00
土 10:00~17:00

[休室日] 日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)
立川市柴崎町2-15-19
東京都北多摩北部建設事務所3階
☎042-522-5119

[利用時間] 月~金 9:00~17:00
[休室日] 土曜・日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に(開架式)
貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)
身分証明書等の提示により利用者カードを発行
※閲覧のみの資料もあり

読んでみて!
話題の新着図書

心配学 「本当の確率」となぜずれる?

島崎 敢 著 [光文社新書]

インフルエンザと交通事故、どっちが死ぬ確率は高い? 心配の度合いと、本当の確率は大きくずれます。人生の正しい選択を求める人のための新しい学問「心配学」の世界へ、気鋭の心理学者が誘います。

高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

～9月は関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です～

照らそう高齢者! 防ごう悪質商法!

皆さんの見守りや声かけで高齢者を照らして、悪質商法の被害から守りましょう。高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら、まず身近な人に相談しましょう。キャンペーン期間中には、都内各施設でのポスターの掲示、リーフレットの配布、交通機関の車内広告など啓発活動や特別相談を実施します。



あなたも悪質商法に狙われています! 周りの方も「あれ?」と思ったら、まず相談!

「劇場型勧誘」巧みな芝居にご注意!
共通するのは立場の違う複数の人が入れ代わり立ち代わり勧誘する手口

電力自由化に伴ってですが...

スマートメーターを設置すれば、電気料金が安くなりますよ。

あら、そうなの。

1 A社から電力自由化などに誘われる電話勧誘があり、訪問の約束をする。

2 関連会社B社を名乗る者が訪れる。

3 関連会社C社。お礼金ありがとうございます。では、お金をお返しく下さい。

4 後日。この電話は現在変わっております。

マイナンバー関連 電力自由化 米公開帳 など

A社に設備の設置を申し込み、購入代金を支払う。支払った後、何もかもA社とB社ともに連絡が取れなくなる。

「スマートメーター」の設置は電力自由化とは直接関係ありません。また、通常、設置費用は発生しません。

●新しい制度をかたって金銭の要求をしたり、「買い取るから代わりに買って」などの種別を持ちかけてくるような勧誘は、きっぱりと断りましょう。
●過去に投資被害にあった人が「過去の被害を回復する」と持ちかけられ、さらに何回もの被害にあうケース(二次被害)が目立ちます。うまい儲け話などは信用してはいけません。

照らそう高齢者! 防ごう悪質商法!

高齢者被害防止共同キャンペーン

高齢者被害110番
03-3235-3366

高齢消費者見守りホットライン
03-3235-1334

消費者ホットライン
188

東京都消費生活総合センター

こんな手口にも注意して!

- **利殖商法** 「必ず儲かる」「絶対に値上がりする」投資話は危険!
- **催眠(SF)商法** 「無料引換券」「格安チラシ」「臨時店舗」にご注意!
- **次々販売・点検商法** 「無料点検」「やさしく親切な販売員」「買い替えをすすめる」誘いにご注意!



悪質商法被害防止出前講座 ～講師を無料で派遣します～

高齢者見守り人材向け講座

[対象] ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、配送事業者など地域の見守り役の方々

[内容] 高齢者を狙う悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応など

お問合せ先 (公社)全国消費生活相談員協会
☎03-5614-0635

高齢者向け講座

[対象] 町会・自治会・老人クラブなど

[内容] 高齢者を狙う悪質商法の手口、お葬式とお墓の基礎知識、健康を支える食生活など

お問合せ先 東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当
☎03-3235-4167



高齢者被害特別相談を実施します

[日時] 9月12日(月)・13日(火)・14日(水) 9:00～17:00

ご相談・お問合せ先

高齢者の消費者被害のご相談は
高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは
高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334



「高齢者被害」に関する都提供テレビ番組の放送予定 **[東京サイト]** 9月5日(月)～9日(金) (テレビ朝日14時～14時4分)



シニア世代のみなさん 家の中での転倒に注意!

～シニア世代のヒヤリ・ハットレポートより～

シニア世代は、筋力の低下、バランス能力の低下、運動速度の低下などにより、転倒しやすくなります。また、受け身等の反応が遅くなり、転倒したときに尻、肩、頭部を直接地面にぶつけてしまい、時には骨折や脊髄損傷などの大けがにつながるおそれがあります。シニア世代では、転倒を防止するために特段の配慮が必要です。



こんな危害及びヒヤリ・ハット事例があります



階段が暗くて足元がよく見えず、最後の一段を踏み外して足首を捻挫した。



浴室で椅子に座ろうとしたら、洗い場に残っていた石鹸の泡で椅子が横滑りして、尻もちをついた。



居間で踏み台に乗って物を取ろうとしたら、バランスを崩して転落した。

事故防止のポイント

●階段は、十分な明るさを確保し、手すりにつかまって一段ずつ足の位置を確認しながら、上り下りしましょう。また、階段ではスリッパを履かない方が安全です。

●浴室では、滑って転倒する事故が多く起きています。浴室用の椅子は底に滑り止めのついたものを使用し、床に残った石鹸やシャンプーなどの泡はしっかりと流しましょう。

●高齢になると足腰やバランス感覚が衰えてきます。足元には十分気を配り、踏み台を使わないと取れないような高い場所には物を置かないようにしましょう。

[参考] ●「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド」ヒヤリ・ハットレポートNo.5

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/documents/senior_pamph.pdf

●「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド2 衣服・履物による転倒/着衣着火」ヒヤリ・ハットレポートNo.10

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/documents/senior2_report.pdf

お問合せ先 東京都生活文化局 消費生活部生活安全課 ☎03-5388-3082



政府統計

社会生活基本調査を実施します! ～平成28年10月20日～

社会生活基本調査とは、私たちが1日のうちどのくらいの時間を、仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを明らかにする統計調査です。

その調査結果は、「よりよい暮らしと社会」のために、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

調査の対象となる世帯には、調査員証を携帯している調査員が伺います。

その際は、ご協力をよろしくお願いします!!

*社会生活基本調査は、統計法に基づき総務省統計局が都道府県を通じて行う統計調査です。

詳しくは

お問合せ先 東京都総務局 統計部人口統計課 人口調査担当 ☎03-5388-2294



講座案内

受講
無料

- 対象は都内在住または在勤、在学の方
- 応募者多数の場合は抽選
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

知ってトクする暮らしの連続講座～豊かで安心した老後を送るために～



健康、生活資金、介護、相続等々、多くの都民が老後の不安を抱えている中で、ゆとりある、生き生きしたシニアライフにお役に立つ知識を学んでいただく講座を開催します。

番号	開催日	テーマ	講師
1	10月12日(水)	スマートエイジングという生き方 ～自分らしくイキイキと暮らすための秘訣～	東北大学 スマート・エイジング国際共同研究センター 特任教授 村田 裕之 氏
2	10月19日(水)	体重、体脂肪率から考える高齢者の食事 ～新型栄養失調にならないために～	首都大学東京 大学院 人間健康科学研究科 教授 篠田 粧子 氏
3	10月25日(火)	老後の財産を大切に! ～財産と運用の正しい知識を～	東京都金融広報委員会 金融広報アドバイザー 音川 敏枝 氏
4	10月27日(木)	老いじたく ～成年後見制度と遺言の活用～	弁護士 中山 二基子 氏
5	11月2日(水)	健康食品とのつきあい方 ～正しく理解し正しく使おう～	国立健康・栄養研究所情報センター 研究員 佐藤 陽子 氏
6	11月8日(火)	あなたも狙われている ～悪質事業者はどうやってたますのか～	弁護士 釜井 英法 氏
7	11月14日(月)	家族を介護するときに ～学んで実践～	理学療法士・介護福祉士・ 介護支援専門員 岡田 慎一郎 氏
8	11月18日(金)	高齢者の見守りは地域のネットワークで ～悪質商法の被害から高齢者を守るために～	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 専務理事 増田 悦子 氏
9	11月21日(月)	薬と上手に付き合うために	公益社団法人 東京都薬剤師会 常務理事 小野 稔 氏
10	11月22日(火)	難しくはない! 相続税・贈与税 ～今から備えておけば～	公認会計士・税理士 市川 恭子 氏
11	11月30日(水)	実家の生前整理 ～書類や写真の整理をワークショップで～	整理収納コンサルタント 戸田 里江 氏
12	12月2日(金)	多様化する葬儀と現代のお墓事情 ～自立した生を全うするために～	第一生命経済研究所 主席研究員 小谷 みどり 氏

会場・時間 東京都多摩消費生活センター教室1・11 14:00～16:00 募集人数 各回100人

申込方法 往復はがき・FAX ①希望講座の番号・実施日 ②住所(都外在住者は勤務先・学校の区市町村名)
③氏名(ふりがな) ④年代 ⑤電話番号(FAX・携帯) ⑥職業 ⑦応募の動機を明記し、
下記申込先へ。応募多数の場合は抽選。

電子申請 [東京くらしWEB](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/koza/info.html) 募集中の講座

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/koza/info.html>

申込締切 9月30日(金) 消印・受信有効

お申込み・お問合せ先 東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119 ☎042-527-0764
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

実験実習講座



講座内容	講師	会場・日時	
省エネ家電 ～家電製品をじょうずに選び、 かしこく使っていますか?～ 毎日何気なく使っている家電製品ですが、普段から 省エネを意識して家電製品をじょうずに選び、 かしこく使うコツを学びます。	東京都消費生活 総合センター 技術担当職員	消費生活総合センター(飯田橋)	多摩消費生活センター(立川)
		10月20日(木) 13:30～16:00 定員 32名 申込締切 10月8日(土) 消印有効	10月13日(木) 13:30～16:00 定員 16名 申込締切 10月3日(月) 消印有効

<1講座につき、1枚の往復はがきのみ有効>

申込方法 往復はがきに必要な事項(往信面に①講座名 ②開催日 ③会場 ④郵便番号・住所 ⑤氏名・ふりがな
⑥電話番号・FAX・メールアドレス、返信面にはあて先)を明記し、ご希望のセンターへ。応募多数の場合は抽選。

飯田橋会場への
お申込み・お問合せ先

東京都消費生活総合センター 実験講座担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

立川会場への
お申込み・お問合せ先

東京都多摩消費生活センター 実験講座担当 ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

エステの格安クーポン、期間終了後に自動更新？ 購入の際は利用条件等を確認！

Q インターネットのクーポンサイトで「90%OFF！1か月通いたい放題で5,000円」という痩身エステのクーポンを購入し、クーポンサイトにクレジットカードで支払いました。初めてサロンに行った際、1か月分の契約書を記入し、登録に必要なだからと言われ、クレジットカードを提示しました。ところが、1か月の期間終了後、クレジット会社から2か月目以降のエステ代6万円の請求がきました。そのような契約をした覚えはないので、サロンに問い合わせたところ、「当社は、クーポンサイトに『2か月目以降は自動更新となる。希望しない場合は解約の申請をするように』と記載している。あなたは申し出がなかったので、自動更新となりました」と言われました。自動更新になるとは知らなかったし、2か月目以降の契約書も書いていません。どうしたらいいでしょうか。



A 近年、インターネット上で、通常より安い料金でサービスや商品等を入手できる「クーポン」を販売するクーポンサイトが増えています。グルメやエステ、医療、宿泊など幅広い分野のクーポンがあり、スマートフォンなどで簡単に購入できるようになっています。

しかし、クーポンサイトのトップページには「最大80%OFF」「特別価格」など安さを強調した文字が並ぶ一方、注意点等は別のページに記載されていることがほとんどです。クーポンサイトでの購入は通信販売にあたり、一度購入するとキャンセルできない場合もあるため、値段だけで判断せず、クーポンサイトの利用規約や購入先の利用条件や有効期限、注意点等を確認する必要があります。

また、事業者は安価なクーポンが新たな契約につながることを期待していると思われます。実際、クーポン利用後に別の契約を勧められ、断れなかったという相談も寄せられています。別の契約を勧められても、自分にとって本当に必要なものかよく考え、不要なものはきっぱり断りましょう。

今回の自動更新契約は、1か月を超え、5万円を超えるエステティックサービス契約と判断できるため、特定商取引法上、事業者は契約書面を交付する義務がありますが、書面不交付だったため、クーリング・オフを主張して無条件解約となりました。何か困ったことがありましたら、消費生活センターに相談してください。

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155



市場のことを、もっと知ってもらうために生まれた「イチチーノ」。市場大好きイチチーノの家族が「東京のいちば」の魅力を伝えていきます！
詳しくは イチチーノの自家用車「ノッターレ」

四方を海と川に囲まれ、水と緑の豊かな自然に恵まれた千葉県は、冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候の中、様々な農畜産物を生み出しています。その中でも「ちばザビーフ」は、千葉県を代表する銘柄牛の総称で、最高の霜降り肉の「黒毛和牛」、肉質が柔らかくほどよい脂肪を含んだ「交雑種」を千葉の豊かな自然のもと、生産しています。

東京都食肉市場では、食肉消費拡大と食肉市場のPRを目指して毎年秋に「食肉市場まつり」を開催し、今年は千葉県の協賛を得て、10月15日(土)・16日(日)に開催します。(JR品川駅から徒歩2分)

当日は「ちばザビーフ」のしゃぶしゃぶ、銘柄豚のとんかつ、もつ煮込みの試食(いずれも無料)をはじめ、千葉県の特産品や国内産牛豚肉などの販売、その他各種イベントを予定しています。今年も食肉市場まつりにぜひお越しください。

資料提供：東京都中央卸売市場食肉市場 一般社団法人 東京食肉市場協会

